

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 河原和郎

- 1 抹消者数 153人
2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり
別冊 略

~~~~~  
広島市安佐南区選挙管理委員会告示第58号  
平成15年11月9日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成15年12月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 河原和郎

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所内  
広島市安佐南区選挙管理委員会事務局  
2 期間等 平成15年12月3日から12月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
広島市安佐南区選挙管理委員会告示第59号
平成15年11月9日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成15年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 河原和郎

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所内
広島市安佐南区選挙管理委員会事務局
2 期間等 平成15年12月3日から12月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
広島市安佐南区選挙管理委員会告示第60号  
平成15年11月9日

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定により、検察審査員候補者を選定するくじを行うべき場所及び日時並びに同法施行令（昭和23年政令第354条）第5条第1項の規定により、くじの方法を次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 河原和郎

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 2階 応接室  
2 日時 平成15年12月2日 午前9時  
3 方法 広島市安佐南区検察審査員候補者選定規程（昭和55年広島市安佐南区選挙管理委員会告示第3号）の定めるところによる。

~~~~~  
広島市安佐北区選挙管理委員会告示第81号
平成15年11月5日

平成15年11月9日執行の衆議院議員総選挙における投票管理者の辞任に伴い新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 新田義和

別紙 略

~~~~~  
広島市安佐北区選挙管理委員会告示第82号  
平成15年11月9日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 新田義和

- 1 抹消者数 55人  
2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり

別冊 略

~~~~~  
広島市安佐北区選挙管理委員会告示第83号
平成15年11月9日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により選挙人名簿の登録から抹消した者のうち、次の者の抹消を取り消しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 新田義和

- 1 抹消者数

（単位＝人）

抹消の取消理由	男	女	計
転出中止	1	0	1
職権回復	0	0	0
計	1	0	1

2 抹消の取消をした者の氏名等 別冊のとおり
別冊 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第84号
平成15年11月19日

檢察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定による檢察審査員候補者を選定するくじを行うべき場所及び日時並びに檢察審査会法施行令（昭和23年政令第354号）第5条の規定により、くじの方法をつぎのように定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 新田 義和

1 場 所

広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所 1階 第一会議室

2 日 時

平成15年12月9日 午後4時30分

3 方 法

広島市安佐北区檢察審査員候補者選定規定（昭和55年広島市安佐北区選挙管理委員会告示第3号）の定めるところによる。

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第85号
平成15年11月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成15年12月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 新田 義和

1 場 所

広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所内
広島市安佐北区選挙管理委員会事務局

2 期 間

平成15年12月3日から12月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第86号
平成15年11月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成15年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 新田 義和

1 場 所

広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所内
広島市安佐北区選挙管理委員会事務局

2 期 間

平成15年12月3日から12月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第49号
平成15年11月4日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小野 裕伸

1 抹消者数

4人

2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり

別冊 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第50号
平成15年11月9日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小野 裕伸

1 抹消者数

61人

2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり

別冊 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第51号
平成15年11月9日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により平成15年12月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小野 裕伸

1 場 所

広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所内
広島市安芸区選挙管理委員会事務局

2 期間等

平成15年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第52号

平成 15 年 1 月 9 日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 1 項の規定により、平成 15 年 12 月 2 日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小野 裕 伸

- 1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 36 号
広島市安芸区役所内
広島市安芸区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成 15 年 12 月 3 日から同月 7 日までの 5 日間、毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 53 号

平成 15 年 1 月 9 日

検察審査会法（昭和 23 年法律第 147 号）第 10 条第 1 項の規定による検察審査員候補者を選定するくじを行うべき場所及び日時並びに同法施行令（昭和 23 年政令第 354 号）第 5 条第 1 項の規定により、くじの方法を次のように定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小野 裕 伸

- 1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 36 号
広島市安芸区役所 2 階 区長応接室
- 2 日 時 平成 15 年 12 月 2 日（火） 午前 9 時 10 分
- 3 くじの方法 広島市安芸区検察審査員候補者選定規程（昭和 55 年 4 月 1 日広島市安芸区選挙管理委員会告示第 3 号）に定めるところによる。

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 57 号

平成 15 年 1 月 9 日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

- 1 抹消者数 119 人
 - 2 抹消する者の氏名等 別冊のとおり
- 別冊 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 58 号

平成 15 年 1 月 9 日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 11 の規定により、次のとおり、在外選挙人名簿から抹消しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

- 1 抹消者数 2 人
 - 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 59 号

平成 15 年 1 月 9 日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により、平成 15 年 10 月 27 日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

- 1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号
広島市佐伯区役所内
広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成 15 年 12 月 3 日から平成 15 年 12 月 7 日までの 5 日間、毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 60 号

平成 15 年 1 月 9 日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 1 項の規定により、平成 15 年 12 月 2 日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所地及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

- 1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号
広島市佐伯区役所内
広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成 15 年 12 月 3 日から平成 15 年 12 月 7 日までの 5 日間、毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 61 号

平成 15 年 1 月 9 日

検察審査会法（昭和 23 年法律第 147 号）第 10 条第 1 項の規定による、検察審査員候補者を選定するくじを行うべき場所及び日時並びに同法施行令（昭和 23 年政令第 354 号）第 5 条第 1 項の規定により、くじの方法を次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会

委員長 原 伸 太 郎

- 1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所三階応接会議室
- 2 日 時 平成15年12月2日(火) 午前10時
- 3 くじの方法 広島市佐伯区検察審査員候補者選定規程(昭和60年3月22日選挙管理委員会告示第4号)に定めるところによる。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第20号

平成15年11月20日

広島市教育委員会(定例会)を次のとおり開催する。

広島市教育委員会

委員長 上 川 孝 明

- 1 日 時 平成15年11月26日(水) 午後3時～
- 2 場 所 中区役所6階 教育委員会
- 3 議 題
- (1) 学校内完全禁煙の実施状況について
- (2) 平成15年度12月補正予算議案に対する意見の申出について【非公開予定】
- (3) 平成16年度当初予算について【非公開予定】
- (4) 広島市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について【非公開予定】

そ の 他

公 告

平成15年11月25日

平成12年3月9日付け広島高速道路公社公告(広島高速道路の料金及び料金の徴収期間)及び平成13年9月27日付け広島高速道路公社公告(広島高速道路の料金及び料金の徴収期間)の一部を次のように変更したので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第14条第1項の規定によって公告します。

広島高速道路公社

理事長 高 田 邦 彦

- 1 広島高速道路の料金及び料金の徴収期間について、「3. 割引をする自動車及び割引率の(3)」を次のように改める。
- (3) 障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現

金(プリペイドカードを含む。)で徴収する料金の割引率を50パーセント以下とする。

ただし、割引された額に10円未満の端数が生じる場合は、徴収する料金の額を10円単位に切り上げる。

- (イ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。)が、自ら運転する乗用自動車(自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)、貨物自動車(自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。)、特種用途自動車(自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)又は二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。)で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。)が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

- (ロ) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところに

より療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）、又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）。ただし、営業用の自動車を除く。

いて、既に交付を受けている障害者有料道路通行料金割引証を提出する自動車は、平成16年5月31日までの間、なお従前のとおりとする。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
肢 体 不 自 由	上肢不自由 下肢不自由 体幹不自由	1級、2級の1及び2級の2 1級、2級及び3級の1 1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	上肢機 能障害
		1級及び2級（一上肢のみに 運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機 能障害	1級から3級までの各級（一 下肢のみに運動機能障害があ る場合を除く。）
内 部 障 害	心臓機能障害	1級から4級までの各級
	じん臓機能障害	1級から4級までの各級
	呼吸器機能障害	1級から4級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能 障害	1級から3級までの各級
	小腸機能障害	1級から4級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害	1級から4級までの各級

2 実施時期

平成15年12月1日

なお、障害者割引については、平成15年11月30日にお